

**JETRO**

Japan External Trade Organization

特許庁委託事業

ヨルダン・ハシエミット王国における  
商標権取得に関する制度概要調査

2016年6月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

## 目次

第1章 - はじめに.....	4
第2章 - ヨルダンにおける法的手続きの概要.....	4
第1節 - 統計.....	5
第2節 - 登録商標の必要条件.....	8
第3節 - 商標登録の期間.....	10
第4節 - 商標登録手続き.....	10
第5節 - 商標登録手続きの流れ.....	11
第3章 - 商標登録出願の準備.....	12
第1節 - 言語要件.....	12
第2節 - 必要な願書.....	12
第3節 - 出願に対するその他の書類/添付資料.....	12
第4節 - 出願の際の注意点.....	12
第4章 - 商標登録出願.....	12
第1節 - 出願場所.....	12
第2節 - 出願できる者.....	13
第3節 - 商標登録料と費用.....	13
第4節 - 通知期間と締切日.....	13
第5節 - 登録手続き全体の期間.....	14
第6節 - 商標登録の際の宗教的考慮.....	14
第7節 - 商標に関する法.....	14
第5章 - 商標登録手続きの遂行.....	14
第1節 - オフィスアクションに対する応答.....	14
第2節 - 応答の起案.....	15
第6章 - 登録後の手続き.....	15
第1節 - 権利者の有する権利.....	15
第2節 - 登録に関する費用.....	16
第3節 - 取消手続き.....	16
第4節 - 取消訴訟費用.....	16

第5節 - ライセンス契約 .....	17
第6節 - 登録の更新 .....	17
第7節 - 権利譲渡と抵当 .....	17
第8節 - 異議申立手続き .....	18
付録1 - 商標登録出願の願書 .....	19

## 第1章-はじめに

---

本資料は、ヨルダン・ハシェミット王国（以降「ヨルダン」）における、商標登録手続きにおける法的な知的財産の枠組みと実践、および、商標登録後に関連する実践と手続きを取り扱うハンドブックである。知的財産がヨルダン経済の成長に重要な役割を果たしているところ、この資料は、法制度が商標の保護と利用に与える影響についての理解を促すことを目的としている。

商標の目的は、その商標のブランドと商品を保護し、商標が他の個人、または企業により利用または悪用されることを防ぐことにある。商標は識別の形式として使用され、消費者は商標権者が提供する商品または役務を認識し、そのブランドによって獲得されたものにより、商標権者への品質に対する期待が生まれる。この側面は、商標権者にとって重要であり、過去2年間ヨルダン当局はヨルダンにおける商標の保護を強化している。

## 第2章-ヨルダンにおける法的手続きの概要

---

ヨルダン商標法 1952年第33号（以降「商標法」）は、ヨルダン商標規則 1952年第1号（以降「商標規則」）と共に国内の商標を規制する法律である。商標法は産業貿易供給省（以降「MITS」）に管理されている。商標を登録しようとする全ての個人または団体は貿易大臣によって任命された登録機関（以降「登録機関」）に願書を提出する。登録は、登録機関の監督の元、その権利者の名前と住所、商品の説明、割当て、移行、転送、その適した条件および制限の通知、その商標に関する他の事柄すべてと共に商標登録の名の元に管理される<sup>1</sup>。商標法はあらゆる個人または団体が実施すべき必要な全手続きと条件、および、商標の構成内容を定義する。

商標の目的はブランドオーナーの商品や役務を区別するためだけではなく、あらゆる違反や侵害に対する法的保護を提供し、消費者自身を商標詐欺の犠牲者になることから保護することである。特定の記号や言葉はヨルダンにおいては商標として利用することが禁止されており、登録可能な記号や言葉に関する詳細はすべて商標法に示されている。

商標法は、ニース協定における商品および役務の国際分類（以降「ニース協定」）に沿って特定の商品と役務を特定の分類内の商標の登録に対して提供する。ヨルダンは、2008年11月14日に実施されたニース協定に加盟している。ニース協定は、ニース分類として知られる商標登録の分類の国際的な仕組みを確立した。ニース分類の第10版は現在ヨルダンにおいて実装されている。

商標法は商標及び役務マーク両者の保護を提供する。商品の各区分に対して別々に出願することが必要である。ヨルダンはまた、図形的要素によって構成される、または、それを含む商標の分類システムを提供するウィーン協定<sup>2</sup>にも加盟している。

---

<sup>1</sup> 商標法第3条

<sup>2</sup> 一般的に、1973年、6月12日、商標の図形的要素の国際分類に関するウィーン協定を参照 [http://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/text.jsp?file\\_id=294918](http://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/text.jsp?file_id=294918).

## 第1節 - 統計

この項目では登録機関によって我々に開示された、区分、国毎の商標登録件数を示す。以下の統計は、2012年1月から2015年12月の間のMITSによって合意的に提供された情報に制限されている。また、2014年のヨルダンのアル・タミミ法律事務所により提出された商標登録、出願、登録保留中の件数も示す。

(i) 2012年1月から2015年12月までの区分毎のヨルダンにおける商標登録件数:

各区分の登録商標数	
類別番号	登録された商標数
1	365
2	212
3	1489
4	226
5	2356
6	191
7	403
8	143
9	1361
10	396
11	457
12	626
13	27
14	406
15	5
16	889
17	126
18	401
19	165
20	230
21	264
22	15
23	13
24	154
25	831
26	40
27	50
28	234
29	1056
30	1605
31	202
32	568
33	178
34	703
35	1881
36	521
37	378

38	370
39	334
40	104
41	896
42	598
43	1037
44	284
45	173
合計	<b>22963</b>

(ii) 2012年1月から2015年12月までのヨルダンにおける国籍別商標登録件数

国籍別商標登録件数	
国名	登録された商標数
バハマ	9
サウジアラビア	619
ポーランド	45
デンマーク	186
メキシコ	63
アルゼンチン	17
イエメン	13
ウズベキスタン	1
アイスランド	11
マケドニア	1
ドイツ	1015
スウェーデン	157
アメリカ	4757
チェコ	11
トルコ	284
ブラジル	42
パレスチナ	52
台湾	38
エジプト	101
ルクセンブルグ	188
オーストリア	67
韓国共和国	6
タイ	26
ギリシャ	20
コスタリカ	2
パキスタン	5
スコットランド	1
リトアニア	1
日本	982
シリア	125

インド	219
ハンガリー	21
カナダ	58
欧州連合	6
バルバドス	10
モロッコ	3
ウクライナ	3
クラカオ	1
アルメニア	13
ケニア	1
オランダ	385
イギリス領ヴァージン諸島	266
キューバ	3
ケイマン諸島	58
香港	74
ロシア	55
インドネシア	20
チリ	1
マウリトウス	11
ジャージー	14
スーダン	1
イタリア	478
レバノン	222
フランス	962
クウェート	140
フィンランド	76
スペイン	288
ノルウェー	45
韓国	244
ジブラルタル	10
ベルギー	91
バミューダ	21
マレーシア	47
リヒテンシュタイン	20
イラク	2
チュニジア	10
マン島	19
アラブ首長国連邦	578
イギリス	1058
ウルグアイ	2
シンガポール	95
ブルガリア	64
バーレーン	30

カタール	198
イラン (イランイスラム共和国)	3
スリランカ	10
モナコ	1
CTM	1
コロンビア	4
エクアドール	1
パナマ	3
ベネルクス	1
サイプラス	27
マルタ	5
アイルランド	129
オーストラリア	70
オマーン	19
ドイツとオランダ	8
ヨルダン	6308
スイス	1126
中国	398
フィリピン	13
南アフリカ	6
ニュージーランド	19
ポルトガル	21
スロベニア	1
ルーマニア	2
ボスニアヘルツェゴビナ	1
<b>合計</b>	<b>22963</b>

(iii) 2014年のアル・タミミ法律事務所による商標登録、出願、登録保留中:

ヨルダン事務所における商標の統計	
出願数	75
登録数	61
登録保留数	11
登録した製品の分類/種類	1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 14, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 25, 28, 30, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43 & 45

## 第2節 - 登録商標の必要条件の概要

知的財産に関する国際条約は登録可能な商標とは何かを定義していない。しかし、商標法は登録可能な商標に対する必要条件を定義する。単語、複数の単語、文字、数字、またはそれらのあらゆる組み合わせが商標では使われる。その可能性は無限であり、音や香り、色、形を含むことができる。

ヨルダンの商標法は商標を以下のように定義する。「ある商品が、販売の目的で製造、選別、認定、取引、提供され、その商標権者のものであるということを示唆する目的で商品上にまたはそれに関連して使用される、または使用される意図を持つ標章である。」ヨルダンにおいては、識別性が登録可能な商標を構成する基本の基準であると考えられる。識別性は、商標法により、商標がブランドオーナーの商品および役務を特定することとして定義される<sup>3</sup>。

商標法は、登録可能な商標の条件を定める：

1. 「登録可能であるためには、商標は識別性を持つ文字、図案、記号、またはそれらの要素の組み合わせによって構成されなければならない。『識別性を持つ』とは、商標権者の商品が他者のものとの区別を確保した形で出願されるということの意味する。
2. 商標が上記のような識別性を持つかどうかを決めるにあたっては、商標が実際に使用されている場合、登録機関または裁判所は、その使用により、商品に対する識別性のある商標となっているかということを考慮に入れることができる。
3. 商標は、全体またはその一部が一色または複数の色に限定され得る。その場合、商標がその色に限定されるという事実は、その商標の識別性を決定する際に登録機関または裁判所によって考慮される。商標が色の限定なしに登録された場合は、すべての色について登録されたとみなされる。
4. 商標の登録は、商品および役務の特定の区分または 2 つ以上の区分に制限される。
5. 商品が属する区分における拒絶は登録機関によって決定され、その決定は最終である<sup>4</sup>。

商標法により、ヨルダンにおいて商標として登録されることが禁止されている標章の一覧は以下の通りである：

1. 国王や王家の紋章に似通った標章、王という言葉、出願人が王家の後援を得ていると誤認させる可能性のあるその他の言葉、文字、表現。
2. 資格のある当局による認可がある場合を除く、ヨルダン・ハッシュェミット王国の政府、また海外の州や国の記章または装飾。
3. 出願が資格のある権威による要請、またはその監督の元でない限り、公式な称号を示す標章。
4. ヨルダン・ハッシュェミット王国の国旗、陸軍、海軍の旗、またはその名誉ある装飾、記章、国旗、陸軍、海軍の旗に似た標章。
5. 『特許、特許取得済み、王家による特許、登録デザイン、コピーライト、偽造は偽物である』、またはそれに似た言葉や表現を含む標章。
6. 公的秩序、倫理に反するもの、公衆を欺くもの、不公平な取引競争を促進する記号、その本物の源泉の間違った示唆を含む標章。
7. このパラグラフで示される内容が、商標法で規定された定義において識別性を持つ性質の標章の登録を禁止することがないという前提の下、特別な形式で表現されている場合を除き、商品の種類または分類を区別または示すために取引

<sup>3</sup> 商標法第 7 条第 2 項

<sup>4</sup> 商標法第 7 条

において一般的に使われる形状、文字、言葉によって構成される標章、もしくは、通常、地理的、苗字の意味を持つ言葉。

8. 排他的な宗教的な意味を持つ記章と同一の、または、それに似た標章。
9. 個人、企業、組織の合意が得られていない個人の写真、その名前、その店の取引名、企業名、組織名を含む標章。最近亡くなった故人の場合、登録機関はその法的代表者に合意を依頼する。
10. 登録する意図があり、同一の商品、または商品の分類に関して、登録手続きにすでに入っている別の所有者に属する標章と同一の標章、または、第三者を混乱に陥れる可能性のあるほど商標に類似している標章。
11. 白い背景に赤三日月または赤十字の記章、または赤十字またはジュネーブの十字架の記章と類似しているか同一の標章。
12. 周知商標の商品と類似したまたは同じ種類の商品を区別するために使用されると、周知商標との混乱を招く場合、または周知商標の所有者の利益に損傷を及ぼすかもしれない方法で他の商品に使用されると、その所有者とその商品の関連性を示唆する場合、周知商標と一致する、類似している、または、周知商標の解釈を構成する商標。
13. 名誉勲章、旗、記章、他のロゴや名前、国際機関または地方機関の略語と同一または類似している商標、また、歴史的なアラブ及びイスラムの価値に反する商標<sup>5</sup>。

周知商標の場合、その周知商標の使用が周知商標の権利者に実際に関連していると示唆することで彼の利益を害する恐れがある場合、権利者がその商標を類似した、または類似していない商品および役務に対する使用を止めるよう裁判所に要求することができる<sup>6</sup>。

### 第3節 - 商標登録の期間

---

商標登録は出願日から10年間有効であり、さらに10年間の更新が可能である<sup>7</sup>。商標登録は、登録機関が排除命令を出さない限り、登録期限後いつでも更新可能である。

### 第4節 - 商標登録手続き

---

使用しているまたは使用する見込みの商標の登録を希望する者は登録機関に書面で願書を提出しなければならない<sup>8</sup>。願書は以下を含まなければならない:

1. 署名され、認証され、ヨルダン領事館により公認された委任状。
2. 出願人の氏名、国籍、住所、職業。
3. 出願によりカバーされる商品の一覧とそれに対応する区分。
4. 商標の意味（存在する場合）。

---

<sup>5</sup> 商標法第8条

<sup>6</sup> 商標法第25条

<sup>7</sup> 商標法第20条

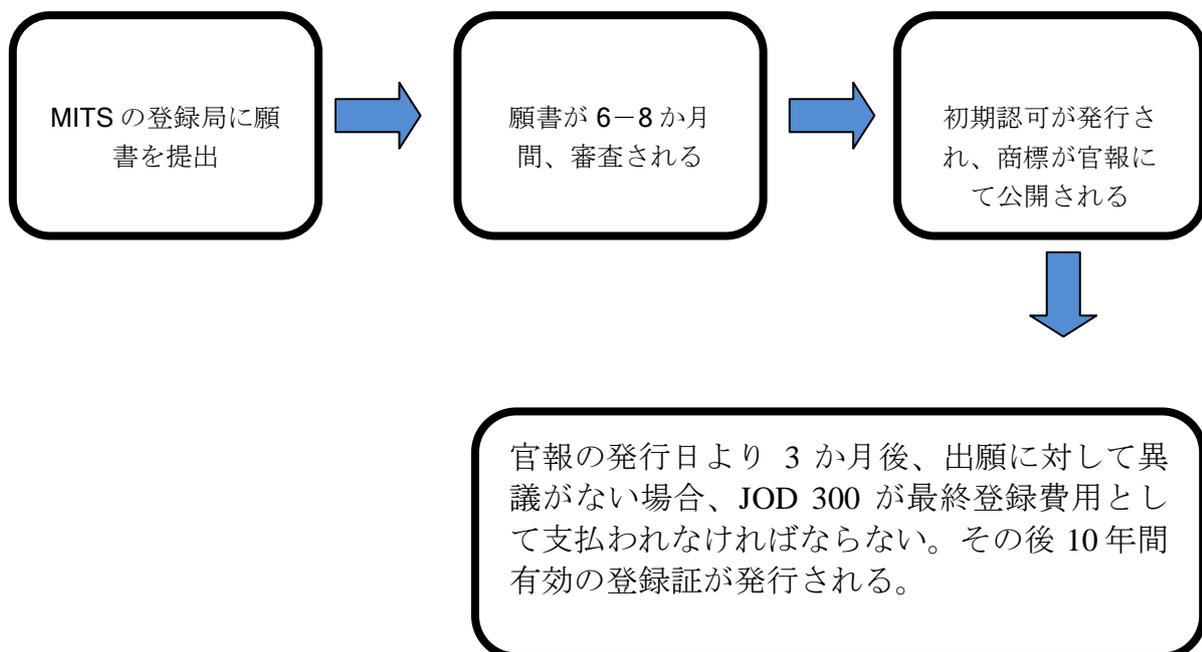
<sup>8</sup> 商標法第11条第1項

5. 優先権が主張されている場合は認証された優先権書類。

JOD 100 の費用は POA 印紙代 JOD 5 を追加して支払われなければならない。出願状況の確認のため、後に出願番号が与えられる。6～8 か月後、初期認可が発行され、JOD 50 の費用が官報の発行のために支払われなければならない。初期認可証が与えられる。官報の発行日より 3 か月後、申請に対して異議がない場合、JOD 300 の費用が最終登録費用として支払われなければならない。その後 10 年間有効の登録証が発行される。

## 第 5 節 - 商標登録手続きの流れ

---



## 第3章 - 商標登録 出願の準備

---

標準の出願様式は、ヨルダンの MITS の登録機関によって提供される。前述のとおり、願書は委任状とともに提出されなければならない。願書上で要求されているすべての情報は出願人によって提供されなければならない。

### 第1節 - 言語要件

---

商標登録の出願はアラビア語で提出されなければならない。英語で提出された場合、アラビア語の翻訳を伴わなければならない。

### 第2節 - 必様な願書

---

標準の願書の複製を、付録1として添付する。

### 第3節 - 出願に対するその他の補助資料/添付資料

---

商標の所有者が自ら願書を提出しない場合、委任状が必要である。

### 第4節 - 出願の際の注意点

---

- i. 登録される商標の明確な図が願書の対応する欄に記されていないなければならない。その図が不明確または不明瞭な場合、登録機関はその願書を拒絶する。
- ii. 願書の目的の欄には、個人が実践するビジネスまたは企業の目的が、英語とアラビア語の両言語で記入されてなければならない。
- iii. 企業または個人によって記入された目的が願書の欄を超える場合、願書と別の付属書類に記入し、願書に添付しなければならない。
- iv. 願書において要求されているすべての情報は、商標権者によって注意深く記入され、提供されなければならない。

## 第4章 - 商標登録出願

---

### 第1節 - 出願場所

---

1. 商標登録の出願は MITS の登録機関に提出されなければならない。
2. 商標法の条文に則り、登録機関は出願を拒絶し、受諾し、あるいは、商標の使

用法、使用場所またはその他の点に関して条件を付けるまたは修正することを要求することができる。

3. 登録機関の出願の拒絶は行政裁判所への上訴の対象である。
4. 行政裁判所による決定は高等行政裁判所への上訴の対象である。
5. 登録機関、行政裁判所、高等行政裁判所は、場合に応じて、いつでも、受諾前、受諾後に関わらず、願書に関する誤りの修正が可能であり、登録機関または行政が必要とした場合、願書の修正を出願人に要求することができる<sup>9</sup>。

## 第 2 節 - 出願できる者

---

使用しているまたは使用する見込みの商標の権利者であることを主張する者は、その商標の登録のため MITS の登録機関に出願することができる<sup>10</sup>。商標の所有者が個人の場合、個人で、あるいは、弁護士、仲介者または必要な委任状を有する者を通じて、出願することができる。商標を登録希望の企業もまた、弁護士、仲介者または必要な委任状を有する者を通じて出願することができる。

## 第 3 節 - 商標登録料と費用

---

手続き	費用
1 区分における商標出願	JOD 100
委任状印紙	JOD 5
官報への公開費用	JOD 50
登録証の発行	JOD 300 <sup>11</sup>

## 第 4 節 - 通知期間と締切日

---

- a. 商標登録出願が提出された後、6～8 か月後に初期認可が与えられる。
- b. 官報において商標が公開されてから最終的な公式登録証が与えられるまで 3 か月が経過しなければならない。
- c. 公開日から 3 か月以内であれば、誰でも登録機関にその商標登録に対して異議の申立てをすることができる<sup>12</sup>。しかしながら、異議を申立てる者は異議申立書類を完成させるために登録機関にその期間の延長を要求することができる。しかし、登録機関はその延長を認めるか否かについて裁量がある。実際、これは非常に特別な状況においてのみ、通常 1 週間から 2 週間という非常に短期間が認められる。

---

<sup>9</sup> 商標法第 11 条

<sup>10</sup> 商標法第 11 条第 1 項

<sup>11</sup> 2010 年 5 月 16 日発行 5030 号官報発表の商標費用スケジュール

<sup>12</sup> 商標法第 14 条第 1 項

## 第 5 節 - 登録手続き全体の期間

---

ヨルダン商標法は商標の登録手続き全体の公式な期間を定めていないが、實際上、登録手続き全体はスムーズな手続きで 12 か月近くかかる。通常登録の完了に 8 か月、異議申立期間が 3 か月である。期間は、審査を待つ出願の件数、出願に対して異議が唱えられるかなどの状況次第である。

## 第 6 節 - 商標登録の際の宗教的考慮

---

豚製品やアルコール飲料の商標はヨルダンにおいて登録が禁じられていることに注意が必要である。

これについては、1952 年のヨルダン商標法 33 号の条項 8 を参照:

8. 排他的に宗教的意味を持つ記章と同一または類似した標章の商標の登録は禁じられている。

## 第 7 節 - 商標に関する法

---

以下はヨルダンの商標に関する法と規制である。

**(i) ヨルダン商標法 1952 年第 33 号:**

商標を規定し、登録機関の責務、登録を禁じられているもの、登録された商標の権利者が有する権利などを記述する。

**(ii) ヨルダン商標規則 1952 年第 1 号:**

登録機関に提出される願書、それに含まれるべき情報と手続きに関する。

**(iii) 商標譲渡および抵当に関する指令 2014 年第 55 号:**

商標譲渡および抵当について規定する。

**(iv) 2010 年 5 月 16 日発行 官報第 5030 号 商標費用スケジュール:**

商標手続きに関するすべての費用を含む。

## 第 5 章 - 商標登録手続きの遂行

---

### 第 1 節 - オフィスアクションに対する応答

---

商標登録出願が提出されると、その適格性が商標法に則って審査される。先行する権利の不存在を確認するためにさらに審査される<sup>13</sup>。登録機関は、商標法で定め

---

<sup>13</sup> ヨルダン商標規則第 22 条

られている条件に対する不一致により、あるいは、商標が別の登録されているまたはすでに登録手続き中の商標に同一または類似している場合、登録を拒絶することができる<sup>14</sup>。登録機関は条件付きの受諾をすることができ、登録機関は出願人にその条件を通知し、出願人は登録機関の通知と条件に応答するため 1 か月間の期間が与えられる<sup>15</sup>。

## 第 2 節 - 応答の起案

---

登録機関が既存の権利や出願の存在により出願を拒絶する場合、登録機関はこの拒絶を出願人に通知する。前述のとおり、出願人はその通知から計算して 1 か月間の応答期間が与えられる。この応答には特定の様式は必要でなく、出願人によってさまざまである。

商標が登録機関によって受諾され、官報に発行されると、登録に対する異議を申し立てるため 3 か月間の期間が与えられる。

## 第 6 章 - 登録後の手続き

---

### 第 1 節 - 権利者の有する権利

---

商標法に基づき、商標権者は登録された商標の唯一の権利を持ち、権利者の事前の承認なしに、他の個人または企業が、法的に登録された商標、あるいは、消費者を混乱に導く可能性のある同一または類似の商標の使用を防止する。未登録の周知商標については、その使用によりそれらの商品や役務が周知商標の実際の所有者に関連することを示唆する可能性があるため、所有者は対応する裁判所に他の個人または企業による類似または非類似の商品および役務での使用を防止するよう要求することができる。消費者の誤認は周知商標と同一の標章が類似した商品に使用された場合に発生する。<sup>16</sup>

以下のような場合について、すなわち、

- A. 同一の商標に対して 2 者以上が登録済みの権利者である場合、及び
- B. 実質上類似している商標に対して 2 者以上が登録済みの権利者である場合

そして登録商標が同じ種類の商品に関連する場合、彼らの権利が登録機関または対応する裁判所によって決定された場合を除き、その登録に基づいてその商標を使用する権利はどちらにもない。さもなければ、その各人ともにその商標の唯一の登録済み権利者としての同一の権利を持つかのようにになってしまう<sup>17</sup>。

---

<sup>14</sup> 商標の類似は消費者の混乱を招き、ヨルダン商標規則第 22 条に規定されているように同じ商品の種類や分類に登録されなければならない。

<sup>15</sup> ヨルダン商標規則第 25 条

<sup>16</sup> 商標法第 25 条第 1/A/B 項

<sup>17</sup> 商標法第 25 条第 1/C 項

## 第 2 節 - 登録に関する費用

---

官報の発行日から 3 か月後、その出願に対する異議がなければ費用 JOD 300 が最終登録費用として支払われなければならない、公式登録日から 10 年間有効の登録認定が発行される<sup>18</sup>。

## 第 3 節 - 取消手続き

---

関心のある者は、商標の不使用が特別な取引状況によるもの、または使用を妨げる正当な理由によるものであることを権利者が証明しない限り、その商標の権利者が登録後 3 年間継続して使用していない場合、登録された商標の取消を登録機関に申請することができる<sup>19</sup>。さらに、商標の登録日から 5 年間、誰でも商標登録の取り消し訴訟を起こすことができる<sup>20</sup>。

取消訴訟を起こす者は、取消の理由の詳細を記載した訴状を提出しなければならない。登録機関はその取消訴訟の訴状の複製を商標権者に送り、商標権者はその複製を受け取ってから 1 か月以内に登録機関に対して応答しなければならない。応答には出願の理由と申請された取消の訴状に反駁する内容を含まなければならない。出願人が定められた時間内に応答できなかった場合は、登録商標は取消される。

取消を申請する関係者は、商標権者の応答の通知から 1 か月以内に、その証拠を提出しなければならない。取消訴訟に表示される証拠はアラビア語でなければならない。証拠が外国語の場合、その証拠はその提出前にアラビア語に翻訳されなければならない。商標権者もまた、取消を申請している者の証拠の通知から 1 か月以内に、証拠を提出しなければならない。

証拠が出尽くした段階で、登録機関はヒアリングの日時を予約し、関係者にはヒアリングの 10 日前に通知される。両関係者は、ヒアリングを望むか否か登録機関に通知し、登録機関はヒアリング日より前にヒアリングを望む旨を登録機関に通知しなかった関係者からのヒアリングを拒否することもある<sup>21</sup>。

登録機関は、一連の手続きで両者のヒアリングを終え、証拠を考慮し、商標の登録を取り消すか否かを決定する。登録機関の決定は、登録機関が判断を下した日から 60 日以内に行政裁判所に上訴することができる。さらに、行政裁判所の判決に対しては、行政裁判所が判決を下した日から 30 日以内に高等行政裁判所に上訴することができる。

## 第 4 節 - 取消訴訟費用

---

取消訴訟の出訴費用は JOD 500 である。また、その取消訴訟の応答の提出の費用は JOD 50 である。さらに、証拠を提出する関係者にかかる費用は JOD 50 である。

---

<sup>18</sup> 商標法第 20 条第 1 項

<sup>19</sup> 商標法第 22 条第 1 項

<sup>20</sup> 商標法第 24 条第 5 項

<sup>21</sup> 商標規則第 43 条

また、委任状印紙の目的で JOD 5 が追加される<sup>22</sup>。

## 第 5 節 - ライセンス契約

---

商標権者は、書面の契約に基づき 1 者または複数者にその商標の使用の権限を与えることができ、権利者は別段の合意がない限りその商標の使用を継続する。ライセンス契約期間は当事者を保護するために法に書かれている期間を超過してはならず、ライセンス契約は登録機関に登録される<sup>23</sup>。

## 第 6 節 - 登録の更新

---

登録機関は商標権者の要求に基づき、商標の登録の更新を行う。商標権者が商標の更新の手続きをしない場合、商標登録の期限後 1 年後、自動的に取り消される。他の個人または企業は、期限切れの 1 年後、その商標の登録を求めることができる。商標権者は、その他誰かによって登録されていない場合、いつでも更新を求めることができる<sup>24</sup>。更新費用として JOD 350、官報の発行費用として JOD 30 が支払われなければならない<sup>25</sup>。

## 第 7 節 - 権利譲渡と抵当

---

ヨルダンでは商標権を譲渡すること<sup>26</sup>、および、抵当に入れることが許されており<sup>27</sup>、譲渡申請は登録機関に、以下を含む標準の形式で提出する。

- a. 公証された譲渡契約書。さもなければ、譲渡契約書は登録機関において合意されなければならない、合意がヨルダン国外で実施された場合、同合意が適当な機関によって正式に公証されなければならない。
- b. 登録機関で署名された契約の日付から 1 週間以内に発行された企業関係者の譲渡契約に対する合同承認
- c. 願書と共に提出された外国語の書類は同書類のアラビア語の翻訳を添付しなければならない、その翻訳は公証されなければならない。
- d. 法に規定された手数料の支払いの証明書。
- e. 登録機関により要求された他の関係書類<sup>28</sup>。

商標権の新しい登録証は費用 JOD 100 の支払い後発行される<sup>29</sup>。そして官報の発

---

<sup>22</sup>2010 年 5 月 16 日発行 官報内 商標費用スケジュール。

<sup>23</sup> 商標法第 25 条第 C/2 項

<sup>24</sup> 商標法第 21 条

<sup>25</sup>、2010 年 5 月 16 日発行官報第 5030 号 商標費用スケジュール

<sup>26</sup> 商標法第 19 条第 1 項

<sup>27</sup> 商標法は、商標は抵当に入れることができると規定しているが、実際には、抵当入れは一般的に利用されていない。

<sup>28</sup> 2014 年の商標割当質入れ説明書第 55 号 第 5 項

<sup>29</sup> 2010 年 5 月 16 日発行官報第 5030 号 商標費用スケジュール

行に際し、費用 JOD 50 を追加で支払わなければならない。

商標の抵当に関しては、登録機関に關係書類を添えた願書を提出する。關係書類は対応する機関にて認証されなければならない。出願人は抵当の登録に際して JOD 100 を支払わなければならない<sup>30</sup>。そして抵当の存在の表示が登録機関に記録され、官報に公示されるが、その際に追加費用 JOD50 を支払わなければならない。質権設定者は商標が抵当に入れられたことを証明する認証を与えられる。

## 第 8 節 - 異議申立手続き

---

商標登録の願書の官報への公示の日から 3 か月以内に、誰でも登録機関に商標登録に対する異議を申し立てることができる<sup>31</sup>。その異議申立は異議の理由の詳細を記載した訴状の形で申請する。登録に対して、すでに登録されている商標に類似した記号であるという理由で異議が申し立てられた場合は、その商標の番号とその商標が掲載された官報の番号が示される。

登録機関はその異議申立の複製を出願人に送り、出願人はその受理から 1 か月以内、または、登録機関に与えられた期間内に商標登録出願の理由を主張する応答を登録機関に送る。

出願人が応答を送付した場合、登録機関は登録に異議を申し立てている者にその複製を提供する。異議申立人は出願人の応答の通知日から 1 か月間、証拠を提出する猶予を与えられる。提出される証拠はすべてアラビア語でなければならず、その証拠が外国語で書かれていた場合、同証拠は提出前にアラビア語に翻訳されなければならない。出願人は、異議申立人の証拠の通知から 1 か月以内に証拠を提出する（アラビア語）。出願人が応答しない場合、出願を放棄したとみなされる。

証拠が出尽くした段階で、登録機関はヒアリングの日時を予約し、関係者にはヒアリングの 10 日前に通知される。両関係者は、ヒアリングを望むか否か登録機関に通知し、登録機関はヒアリング日より前にヒアリングを望む旨を登録機関に通知していなかった関係者からのヒアリングを拒否することもある<sup>32</sup>。

登録機関は、一連の手続きで両者のヒアリングを終え、証拠を考慮し、商標の登録を取り消すか否かを決定する。

登録機関の決定は、登録機関が判断を下した日から 20 日以内に行政裁判所に上訴することができる。行政裁判所は関係者と登録機関のヒアリングをし、登録が認められるか否か、または、どの条件下で認められるかの判決を下す。また、行政裁判所の判決は、行政裁判所が判決を下した日から 30 日以内に高等行政裁判所に上訴することができる。

---

<sup>30</sup> 2014 年の商標譲渡・抵当説明書第 55 号 第 8 項

<sup>31</sup> 商標法第 14 条

<sup>32</sup> 商標規則第 43 条

付録 1

Hashemite Kingdom of Jordan Ministry of Industry and Trade and Supply Industrial Property Protection Directorate				المملكة الأردنية الهاشمية وزارة الصناعة والتجارة والتموين مديرية حماية الملكية الصناعية	
<b>طلب تسجيل العلامة التجارية</b>					
رقم ايداع الطلب تاريخ تقديم الطلب					
<b>معلومات طالب التسجيل / الوكيل</b> اسم طالب التسجيل					
جنسية طالب التسجيل					
مصنع <input type="checkbox"/> مستورد <input type="checkbox"/> تاجر <input type="checkbox"/>		مهنة طالب التسجيل		مؤسسة <input type="checkbox"/> شركة <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> غيرها يرجى التحديد		<input type="checkbox"/> غيرها يرجى التحديد		<input type="checkbox"/> غيرها يرجى التحديد	
المدينة / الشارع البريد الإلكتروني		هاتف فاكس		صندوق البريد الرمز البريدي	
نوع الشركة أو الهيئة طالبة التسجيل اسم الوكيل					
الاسم التجاري لطالب التسجيل ( ان وجد ) الرقم النقابي		محاسي <input type="checkbox"/>		صفة الوكيل	
رقم التسجيل		وكيل تسجيل <input type="checkbox"/> ملكية صناعية		مكان تنظيم الوكالة	
تاريخ الوكالة من الى		رقم الوكالة		عنوان الوكيل صندوق البريد هاتف المدينة / الشارع البريد الإلكتروني الفاكس	
الادعاء بحق الاولوية بلد الادعاء تاريخ الادعاء رقم الادعاء					
تسجيلات سابقة في المملكة او خارجها برغب طالب التسجيل / الوكيل ارفاقها					
نوع وثيقة التسجيل المرفقة طلب تسجيل		اسم البلاد		نوع وثيقة التسجيل المرفقة شهادة طلب	
		-5		-1	
		-6		-2	
		-7		3	
		-8		-4	
<b>للاستعمال الرسمي</b>					
رقم ايداع الوثائق		رقم العلامة التجارية ( رقم الملف )			
تاريخ الاصل المالي		رقم الاصل المالي			
موظف الكمبيوتر		موظف الاستقبال والتدقيق		مقدم الطلب طالب التسجيل / الوكيل	
				الاسم	
				التوقيع	
				التاريخ	
P1F1.2		14/07/2015			
* يعتبر العنوان البريدي عنواناً قانونياً معتمداً لغاية المراسلات					

Hashemite Kingdom of Jordan  
Ministry of Industry and Trade  
Directorate of Industrial Property  
Protection



المملكة الأردنية الهاشمية  
وزارة الصناعة والتجارة  
مديرية حماية الملكية الصناعية

صورة العلامة التجارية

Trade Mark No.

رقم العلامة التجارية

Class No.

رقم الصنف

صورة إضافية من العلامة التجارية لترفق بطلب التسجيل



صورة العلامة التجارية

وصف العلامة التجارية

أسماء  حروف  لرقام  أشكال  ألوان  غير ذلك

معنى العلامة التجارية

الكلمات المكونة للعلامة

أية شروط أو قيود يرغب طالب التسجيل تحديدها لتسجيل العلامة

التنازل عن الكلمات العامة و / أو الوصفية ( إن وجدت )

رقم الصنف تصنيف العلامة التجارية

البضائع أو الخدمات التي سجلت من أجلها

قائمة بالوثائق الواجب تقديمها مع الطلب

الوثائق

استلمت

صورة عن مستند يثبت حق الأولوية ( إن وجد )  
نسختان من صورة العلامة التجارية بالإضافة إلى صورة العلامة المثبتة على الطلب  
أربع نسخ من الإعلان باللغتين العربية والإنجليزية  
صورة عن شهادة تسجيل الشركة وغياتها والسفوحين بالتوقيع عليها والاسم التجاري إن وجد  
الوكالة ( مصدقة حسب الأصول )

[特許庁委託事業]  
アラブ首長国連邦における  
商標権取得・行使に関する制度概要調査

2016年6月 発行

[作成協力]  
Al Tamimi & Company 法律事務所

[発行・編集]  
独立行政法人 日本貿易振興機構  
ドバイ事務所  
知的財産権部  
TEL: +971-4-3880-601  
FAX: +971-4-3880-646  
E-Mail: dubai\_ipr@jetro.go.jp

本報告書は、日本貿易振興機構が2016年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。